

きたうら

村の人口と世帯

昭和48年7月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,349	増 5
人口	11,116	増 17
男	5,434	増 8
女	5,682	増 9

昭和48年 8月25日発行 №155号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915-42, 49, 79



水しぶき

今月の紙面

ページ

- 2 子ども会
- 3 村議会臨時会
- 4 秋の全国交通安全運動
- 5 米の生産調整
- 6 ラジオを贈ろう

きやー、つめたい。

真夏の太陽の下で、元気に泳ぎまわる子どもたち。

すぐそばに、北浦という大きな湖をもちながら、泳ぐことのできない中で、唯一の水泳場となっているのが、この中学校のプールです。

夏休みの間は、日割りに、各小中学校の児童、生徒に利用され、先生の監視指導のもとに、水しぶきをあげています。今では、ほとんどのものが泳げるようになってきました。

水泳は、決して危険なスポーツではありません。小さい時から水に親しみ、それに対する正しい知識を身につけて、楽しみながら体力づくりにつとめましょう。

秋の全国交通安全運動

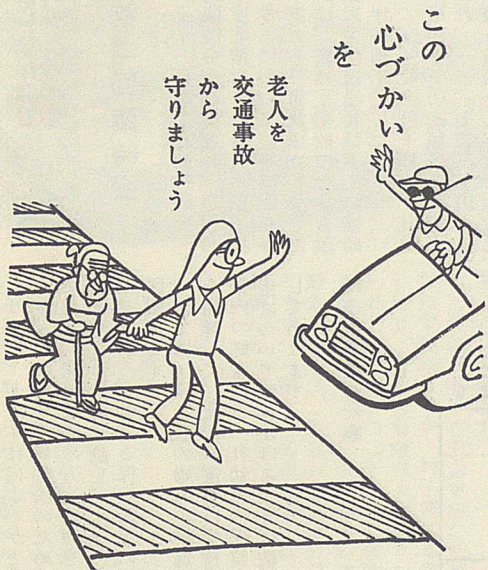
九月二十一日～九月三十日

日ごとにエスカレートする交通戦争の中にあつて、この運動は、歩行者、運転者、またその雇主など陸上交通に關係あるすべての者に交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

運動の重点

歩行者、とくに幼児および小学校低学年児童ならびに老人の事故防止を重点として、つぎの施策を中心に交通事故防止対策を徹底して実施します。

- ①スクール・ゾーンの整備充実
- ②交通安全教育の充実強化
- ③子どもと保護者について、母



親ぐるみの指導を重点として行ない、家庭における交通安全教育の充実を図る。
(2)老人については、正しい交通知識と自転車利用について、安全教育の徹底を図る。
(3)運転者およびその雇主等については、歩行者とくに子どもと老人に対する保護意識を高め、安全運転の励行を徹底させる。
(4)自動車乗車の際の座席ベルトおよび自動二輪車・原動機付自転車の乗用ヘルメットの使用について、指導を強化すること。

軽自動車にも

検査の義務が

昭和四十八年十月一日から、道路運送車両法の規定により、軽自動車の検査が開始されます。

対象となる軽自動車は、定められた期限内に、軽自動車検査協会（検査場）で検査を受け、検査標章（ステッカー）を表示し、自動車検査証を備え付けなければ使用できなくなります。

※検査を受けなければならない軽自動車
軽三輪・軽四輪（軽二輪車は除きます。）

現在、ナンバーを付けて使用している軽自動車の検査を受ける期限は、軽自動車届出済証の届出年月日により、なるべく早目に受けるようにしてください。

※検査を受ける場所
軽自動車検査協会、茨城事務所（水戸市酒門町）

※問い合わせ先

茨城県陸運事務所
☎水戸四七五一一八番
軽自動車検査協会 茨城事務所
☎水戸四七〇六三八番
茨城県軽自動車協会
☎水戸四七・五八三二番

※届出年月日および検査期限
下に示す表によります。

届出年月日	検査期限	届出年月日	検査期限
S 41年12月31日以前	S 48年10月31日	S 46年4月1日～全年6月30日まで	S 49年10月31日
42年1月1日～全年12月31日まで	48年11月30日	46年7月1日～全年9月30日まで	49年11月30日
43年1月1日～全年7月31日まで	48年12月31日	46年10月1日～全年11月30日まで	49年12月31日
43年8月1日～全年12月31日まで	49年1月31日	46年12月1日～47年2月29日まで	50年1月31日
44年1月1日～全年4月30日まで	49年2月28日	47年3月1日～全年4月30日まで	50年2月28日
44年5月1日～全年8月31日まで	49年3月31日	47年5月1日～全年7月31日まで	50年3月31日
44年9月1日～全年12月31日まで	49年4月30日	47年8月1日～全年10月31日まで	50年4月30日
45年1月1日～全年3月31日まで	49年5月31日	47年11月1日～48年1月31日まで	50年5月31日
45年4月1日～全年6月30日まで	49年6月30日	48年2月1日～全年4月30日まで	50年6月30日
45年7月1日～全年9月30日まで	49年7月31日	48年5月1日～全年6月30日まで	50年7月31日
45年10月1日～全年12月31日まで	49年8月31日	48年7月1日～全年8月31日まで	50年8月31日
46年1月1日～全年3月31日まで	49年9月30日	48年9月1日～全年9月30日まで	50年9月30日

米の生産調整

一二三・七ヘクタール

主にれんこんに転作

奨励補助金

四〇、四二八、四二九円

米の恒常的過剰状態を解消し、需要に対応した農業生産の展開をはかるために、米の生産調整が本格的に実施されてから今年で三年目になり、北浦村の目標数量六四一トに対し、生産調整を実施した数量は約五二四・八トと約八二トの達成率で昨年より約七ト伸びています。

なお生産調整の主な内容は、れんこんの転作七〇ヘクタール、休耕三二ヘクタール、セリ五ヘクタール、桑・杉などの永年作物三ヘクタール、養魚池一ヘクタール、その他一二・七ヘクタールとなっています。

特にれんこんは昨年より約一〇ヘクタールの増加が目立ち、その他については昨年とほぼ同じとなっています。

奨励金は九月下旬交付の見込み
奨励金は昨年と同じ、生産調整数量kg当たり六十八円に、普通転作加算金一〇アル当たり五千円、永年作物加算金一〇アル当たり一万円等を加えた金額が交付されるわけですが、そのうち生産調整数量kg当たり四十円が概算払とし

川は

みんなのものです

川をきれいにする運動

山や谷をくだって、はるばる長い旅を続けた川は、いつか名もある川となります。ゆったりとくねり、ゆうゆうと平野を横切っていく。田畑をうるおし、人々の心をうるおし万物の渇きをいやしながら流れていきます。わたしたちの食卓をにぎわす、魚や貝を育むことも忘れません。川はわたしたちの生活の中にまで流れこんでいます。

それは、わたしたち達の生活の源。

わたしたちが生きていくためになくてはならない、大切な大切な河川。残念なことにも、県内の河川は、いたるところでゴミを投げ入れられたり、工場からの汚濁水が流されているのが現状です。時には公害を伴うようなこともあってわたしたち達の生活は日増しに脅かされています。従って、河川の問題整備対策にも緊急を要するものがあります。そこで、県民総ぐるみでこの運動を展開し、一日も早くきれいな河川を取りもどしたいと思ひます。運動を浸透させるためにも、河川の問題整備対策は、ぜひとも必要です。

この機会に、河川を公害から守り安心して生活できるように、ひとりひとりが協力ください。

通算される

年金制度

わが国には、現在八種類の年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なっています。すなわち、会社や工場に勤める人は厚生年金保険に、船舶や漁船の乗組員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公庁に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組に加入することになっており、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれていました。

これらの年金制度においては、いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金又は退職年金の年金給付が中心になっていますが、老齢（退職）年金を受けるためには、二十年若しくは二十五年という長期間その制度に加入していることが条件となっています。

したがって、ひとつの年金制度において老齢（退職）年金をうけるために必要な加入期間を満たす前に転職等により他の年金制度の加入者となった人は、いずれの年金制度からも老齢（退職）年金がうけられなくなってしまう。これではせっかくの国民皆年金体制も名ばかりで、実効を伴わないこととなりますので、各年金制度の加入期間を合算して一定の加入期間があるときは、各年金制度からそれぞれの加入期間に応じた通算老齢年金又は通算退職年金を支給することによって老後の所得保障をすることとしています。これが通算年金制度です。

整備されゆく道路

着々と順調な歩みが続ける道路行政の中で、前之内線（改良）・藤井線（改良）・吉川中央線（舗装）が新しく完成されました。又金屑線・炭焼線・山田原支線・二反田線が根本からの道路改良など現在工事中で、九月の中旬頃には完成される見通しです。

◀ 前之内線（改良）



陸上 海上 自衛官募集 航空

◆申込みは住民課へ

土地や建物を

売ったときの税金

譲渡所得

1 土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といいます。

2 所得税が課税されます。

3 譲渡所得＝譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）

4 種類

(1) 長期譲渡所得

(2) 短期譲渡所得

(3) 特定資産の買い換え

◆長期譲渡所得

1 五年をこえ三期間持っていた土地や建物を売ったときの利益をいいます。

2 税額＝（譲渡所得－特別控除額）×税率

○税率

(1) 特別控除額

(2) 普通の場合

.....一〇〇万円

(3) 取用対象事業等

.....一、二〇〇万円

(4) 特定の土地区画整理事業等

.....六〇〇万円

(5) 特定の住宅地造成事業等

.....三〇〇万円

(6) 農用地区域内の農地等

.....一五〇万円

(7) 居住用財産

.....一、〇〇〇万円

○税率

昭和四十七年・四十八年分

.....十五%

昭和四十九年・五十年分

.....二十%

◆短期譲渡所得

1 五年以下の期間しか持っていない土地や建物を売ったときの利益をいいます。

2 税額＝①・②のどちらか高い方の金額

①譲渡所得の四〇%

②ほかの所得と総合して算出した通常の所得税額のうち譲渡所得に対する税額の一一〇%

3 特別控除額＝長期譲渡所得の場合と同じです。ただし、普通の場合の一〇〇万円は適用できません。

◆特定資産の買い換え

1 特定の事業用資産を一定期間内に買い換えた場合で、売却代金の方が多いたときは、差額についてだけ課税されます。

2 適用できるおもな資産は五年以上の期間持っていた事業用資産を売って、アパート・店舗・貸家などを買換える場合

3 取用などにより資産を買換えた場合、売買差額を収入として計算します。

※この他に地方税がかかります。

一戸に一個は

郵便受箱を！

郵便受箱が設置されていまいと、郵便物を配達するとき、やむなく庭先や玄関に置いたり、シャッターや玄関のすき間などから差し込む場合が多くなり、ご迷惑をおかけすることがあります。盗難や亡失を防ぐためにも、ぜひ、郵便受箱を入口付近に設置することをおすすめします。

ただいま北浦郵便局では、錠のついた郵便受箱を、七〇〇円であつせんしております。

どうぞご利用願います。

忘れていませんか

古い貯金通帳

郵便貯金を預けたり、払いもどしたりした日から数えて十年間そのままだとおきますと、郵便貯金法によって、あなたの権利がなくなり、またご注意ください。

宇都宮地方貯金局などから通知がきましたら、古い貯金通帳をすぐ郵便局へお届けください。また貯金通帳などがなくても結構です。

ので、その通知書とハンコを持ってお近くの郵便局で相談ください。そのままに置きますと無効になります。

長い間そのままに置いて忘れてしまったような貯金に、こんなにと、驚くほど利子がついていることがあります。

九月の天気

立秋はもうとくに過ぎました。上旬はまだ残暑がつづきます。九月といえば仲秋。朝夕はめつきり涼しくなり、日足が短くなつてもう日暮れかきと、秋の気配を感じさせます。

さわやかな九月の天気を支配するのは、この十日前後からやつてくるリン雨、つまり秋の長雨です。これはちょうど梅雨ときのような雨で、じめじめと、うすら寒い日さえあります。一方、いちばん心配なのは何といっても台風です。毎年、大型の台風はこの九月にやっています。

いままで、私たちの経験ですと、台風は必ずといわれないまでも、やってくるものと覚悟だけはしておきたいものです。そこでこの自然の暴威を最少限度にいとめなければなりません。

かわらなごゆるんやいたり、くずれかかっていると、そのすき間から風が吹きこんでめくられて、

屋根全体が吹きとばされた例もあります。

窓や雨戸の戸袋もいたんでいたら直しておきましょう。ちよつとしたすき間から吹きこんだ風が家の中でふくれあがり、その風圧で家屋全体がうきあがって倒壊することもあることです。

トイにごみや木の葉がよつたり、下水の水はけをよくしておかないと、床下浸水することはおななもご存じのとおりです。

台風情報はそのつどラジオやテレビで報道されますが、気象庁や管区気象台の情報のほかに、地元の気象台や測候所の情報を注意して聞くようにしてください。

そのほか、食糧や衣料も最少限は準備したり、万一のことも考えて家庭みんなで避難場所を打合せしておくことも必要です。また、貴重品はしっかりと身につけておかなければいざというときに困ります。もちろん懐中電灯やトランジスタラジオなども用意しておきたいものです。なお、火の元には十分注意してください。

“ラジオを贈ろう。”運動

村内におけるねたきり、ひとりぐらしのおとしよりは、五十名をこえる現状にあります。この方々にラジオを贈り、より明るい暮しをきずいてもらうとともに、この運動をおして地域社会における老人問題についての理解・関心を高めようとして展開されます。

ラジオ・ラジオ購入代の預託にご協力ください。受付は、村の社会福祉協議会で行なっています。

家庭の日

毎月第三日曜日は